

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 12 月 27 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市条例第 21 号

鴨川市附属機関設置条例の一部を改正する条例

鴨川市附属機関設置条例(平成 31 年鴨川市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表鴨川市地域公共交通会議の項構成の欄中「第 9 条の 3 第 1 項各号及び第 2 項各号」を「第 4 条の 2 第 1 項各号及び第 2 項各号」に改め、同表鴨川市空家等対策審議会の項担任する事務の欄中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。